

# 家庭系ごみ有料化の有効性を考える

信州大学名誉教授  
福島 和夫

## 改訂 一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月） 環境省

### はじめに

令和2年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、2050年までに脱炭素社会実現を目指すことを宣言し、令和3年4月の第45回**地球温暖化対策**推進本部において、2050年目標と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦をする旨を表明した。また、上記を踏まえ、令和3年の地球温暖化対策推進法改正では、2050年**カーボンニュートラル**が同法に基本理念として明確に位置づけられるなどの改正がなされたところである。これらを受け、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野において、脱炭素でかつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現していくことが求められている。中でも、**資源循環を通じた脱炭素**には大きな期待が寄せられており、国民にとって身近な廃棄物処理における一般廃棄物処理の有料化は、廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進のために有効なツールであり、国民の行動変容を促すことが可能である。

これまでの一般廃棄物の有料化に関する取組としては、平成28（2016）年1月21日に、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が改正された。

この改正により、市町村の役割として、「**経済的インセンティブ**を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化された。

**主な目的は地球温暖化対策＝温室効果ガス排出削減と資源循環に向けた国民の行動（意識）変容**

## 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭ごみの有料化）について（諮問）

### 1. 諮問事項

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について

### 2. 諮問の趣旨

松本市では、これまで食品ロス削減事業などの市民への周知啓発や、焼却するプラスチックごみを削減するためにプラスチック製品を一括回収し再資源化するなど、ごみステーションにごみを排出した場合の処理費用を排出者が直接負担する施策ではなく、ごみ減量化、再資源化に関する施策の推進を重点的に実施してきました。

しかしながら、松本市の1人1日当たりのごみ量は、長野県内19市の中で最も多く、未だに可燃ごみの中には「食品ロスなど、ごみとするにはもったいないもの」や「紙類、プラスチック製品などの再資源化可能なもの」が多く含まれています。

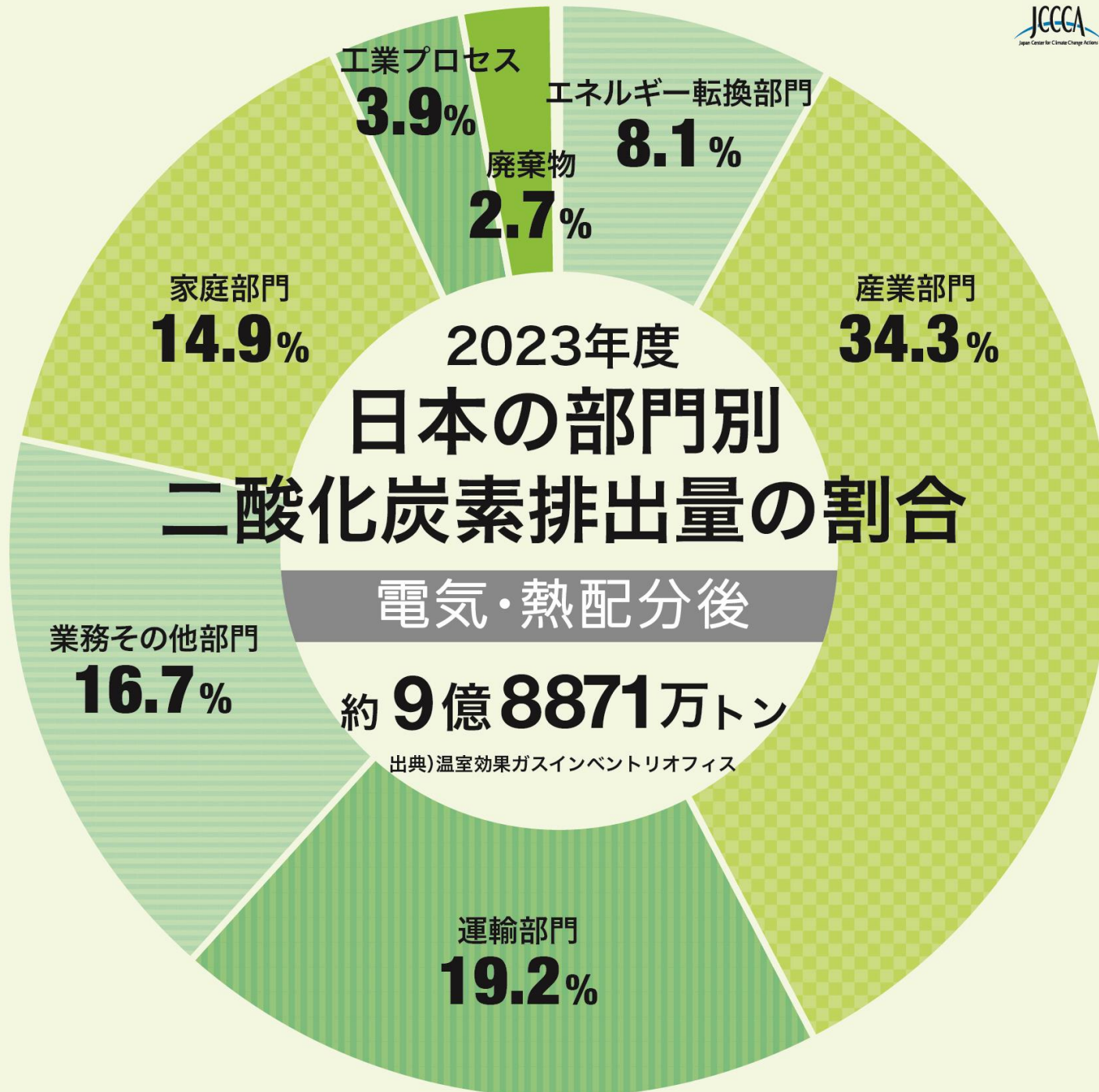
また集合住宅から排出される家庭系ごみの一部は、事業系ごみとして指定ごみ袋が使用されずに収集されていることにより、**再資源化**可能なものが可燃ごみに混入している割合が高くなっている現状を踏まえると、排出者がごみの排出量に応じて**処理費用を公平に負担する**必要があるとともに、今後もさらに重要性が増す**最終処分場の延命化や地球温暖化**に対する対策を行わなければ、次世代にさらなる経済的負担を強いることとなることから、少しでも早く対策を講じる必要があると考えています。

そこで、平成29年度の一般廃棄物処理計画策定時に答申を受けた家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）の実施について、ごみ処理等に係る実情を踏まえた制度の仕組みや導入効果及び今後取り組むべき減量化、再資源化施策を具体的に検討するため、専門的な見地から意見を求めるものです。

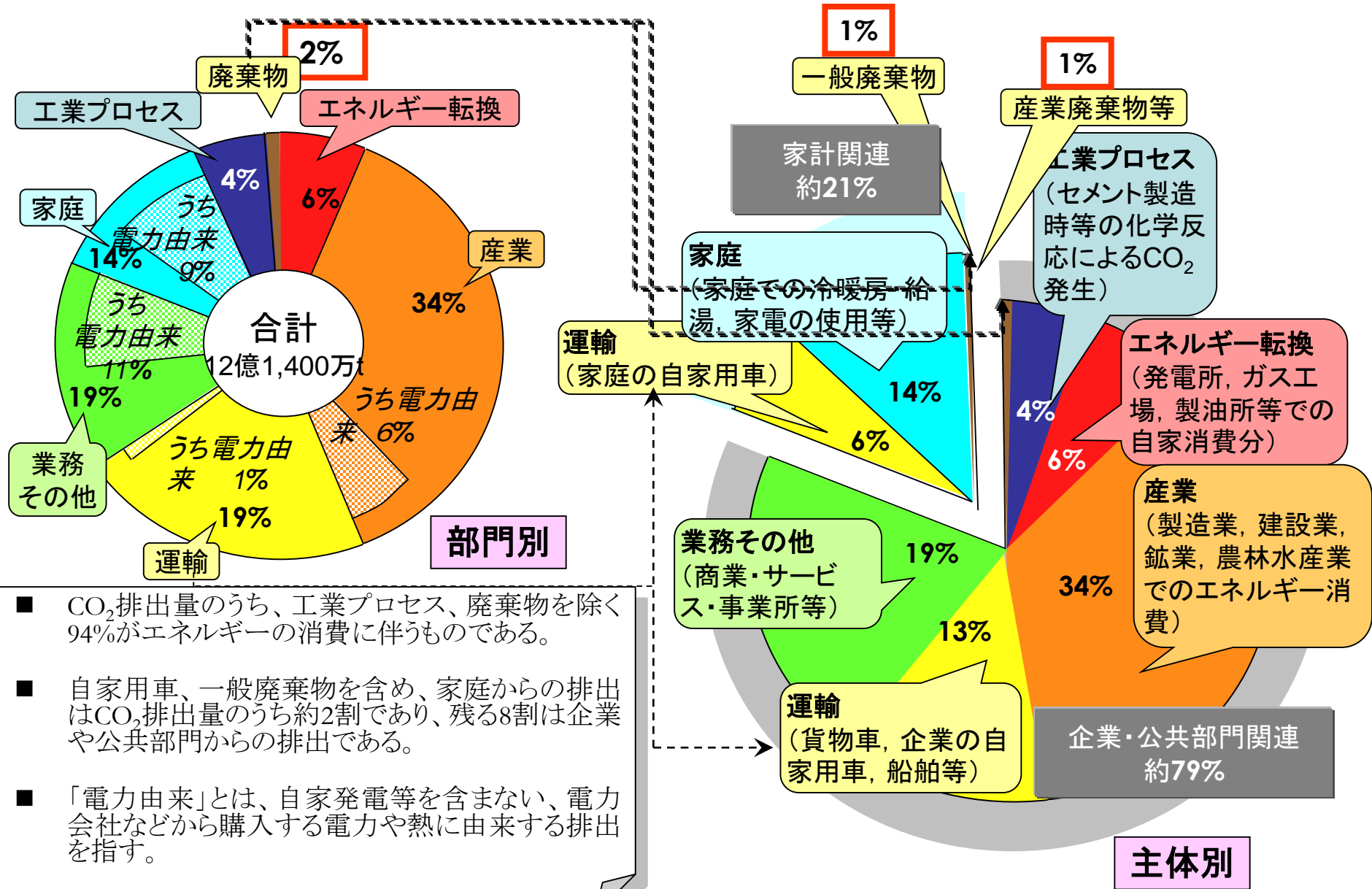
# ゴミの焼却でCO<sub>2</sub>が排出

その量は？ 全排出量の2.7%程度  
一般廃棄物の焼却ではほぼその半量

廃棄物には  
産廃も含ま  
れる



# (2008年度) CO<sub>2</sub>排出量の内訳



# 一般廃棄物削減の主な目的

- ① **リサイクル促進で資源の有効活用・再利用**
- ② **中間処理（焼却）施設の負担軽減**
- ③ **最終処分場の延命化**
- ④ 温室効果ガス(CO<sub>2</sub>) の排出削減

環循適発第 2409052 号  
令和 6 年 9 月 5 日

各都道府県  
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
（ 公 印 省 略 ）

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算  
定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

一般廃棄物処理施設に関しては、平成初期の頃のダイオキシン類対策の際に集中的に更新が行われ、その当時更新した施設が老朽化し更新期を迎えるなど、現在、全国的に更新需要が増大している。これに伴い、地方自治体の一般廃棄物処理施設整備を支援する循環型社会形成推進交付金等の要望額も今後、更なる増加が見込まれている。こうした状況を踏まえ、今後の新たな施設整備にあたっては、ごみ処理量の減少や施設の集約化など将来の見通しに即した施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの最適化を推進するための中長期を見据えた対策が必要となることから、令和6年3月29日付環循適発第24032920号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（以下「整備規模通知」という。）の中で、令和10年度以降に新たに着工する循環型社会形成推進交付金等の交付対象となる事業について、一般廃棄物焼却施設の整備規模の算定の基本的な考え方を明記したところである。

整備規模通知において計画1人1日平均排出量に関し、「令和10年度以降に新たに着工する事業は計画1人1日平均排出量について、一定の考え方に基づき上限値を設定する」としていたところ、今般、令和6年8月2日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、この上限値の設定について定め、以下にその基本的な考え方を記すので、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき事業を実施する民間事業者）（以下「市町村等」という。）に対して周

## 記

令和 10 年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画 1 人 1 日平均排出量の上限值の設定について

### (1) 計画 1 人 1 日平均排出量について

計画 1 人 1 日平均排出量は、一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物を対象とする。

### (2) 計画 1 人 1 日平均排出量の上限值について

令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画における、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標」において、1 人 1 日当たりごみ焼却量の令和 12 年度（2030 年度）目標を令和 2 年度（2020 年度）比で 16%減の約 580g としていることを踏まえ、それぞれの市町村等における令和 2 年度（2020 年度）の実績に対して 16%減じた数値と 580g とを比較して大きい方の数値を上限值として設定することとする。

なお、複数の市町村等で施設整備をする場合については、構成市町村の想定人口で加重平均した計画 1 人 1 日平均排出量が対象となる。

(3) 計画1人1日平均排出量の上限値の適用について

生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済又は実施予定の場合  
※1（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る）は、（2）で定める上限  
値を適用しないものとする。また、令和7年度（2025年度）以前において、平成  
24年度（2012年度）に対して排出量（一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総  
量）又は1人1日平均排出量を16%削減している場合についても、（2）で定め  
る上限値を適用しない<sup>※2</sup>。

※1 複数の市町村等で施設整備をする場合は、構成するすべての市町村等が生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理有料化）を実施済又は実施予定の場合。

※2 令和7年度以前において、平成24年度に対して排出量又は1人1日平均排出量を16%削減している条件の適用は令和12年度（2030年度）着工までの施設に限るものとする。

(参考) 計画1人1日平均排出量の上限値算出に用いる令和2年度実績の具体的な算出方法

(1) 以下のHPより市町村集計結果(ごみ処理状況)をダウンロードする。

[https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/r2/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html)

(2) ダウンロードしたエクセルファイルの「施設区分別搬入量内訳」シートにおける焼却施設の欄の数字を「ごみ処理概要」シートにおける計画収集人口と年間日数で除した数値となる。

(3) 令和2年度(2020年度)の実績を用いて全国平均を算出すると、約689gとなる。

$$\frac{31,885,761(t) \times 1,000 \times 1,000}{(365(\text{日}) \times 126,733,121(\text{人}))} = 689.3(\text{g}/\text{人} \cdot \text{日})$$



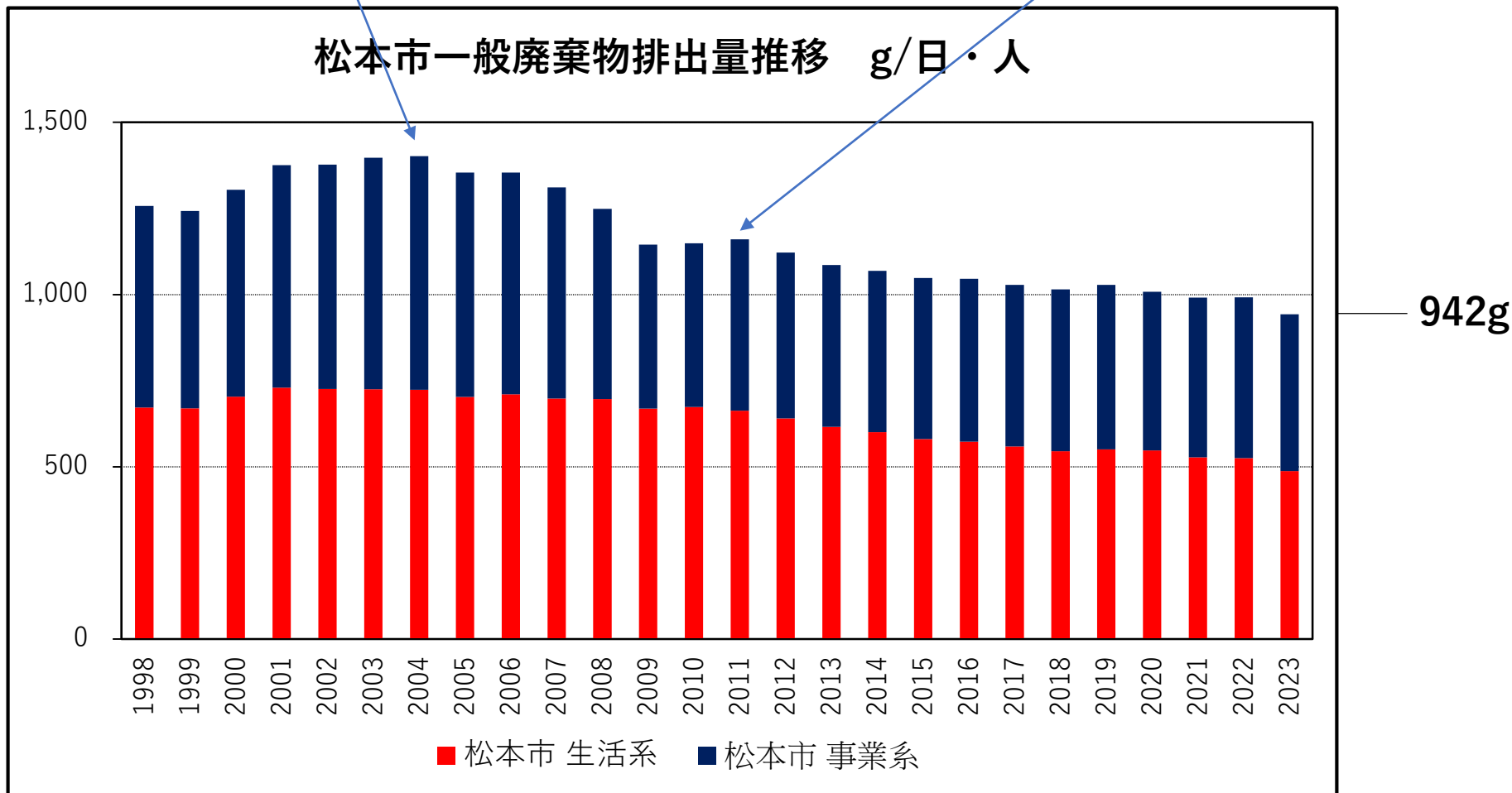
ここで示されている約3200万トンは、**生活系と事業系を合わせた焼却ごみ全量**

# 生活系（家庭）ごみ処理有料化

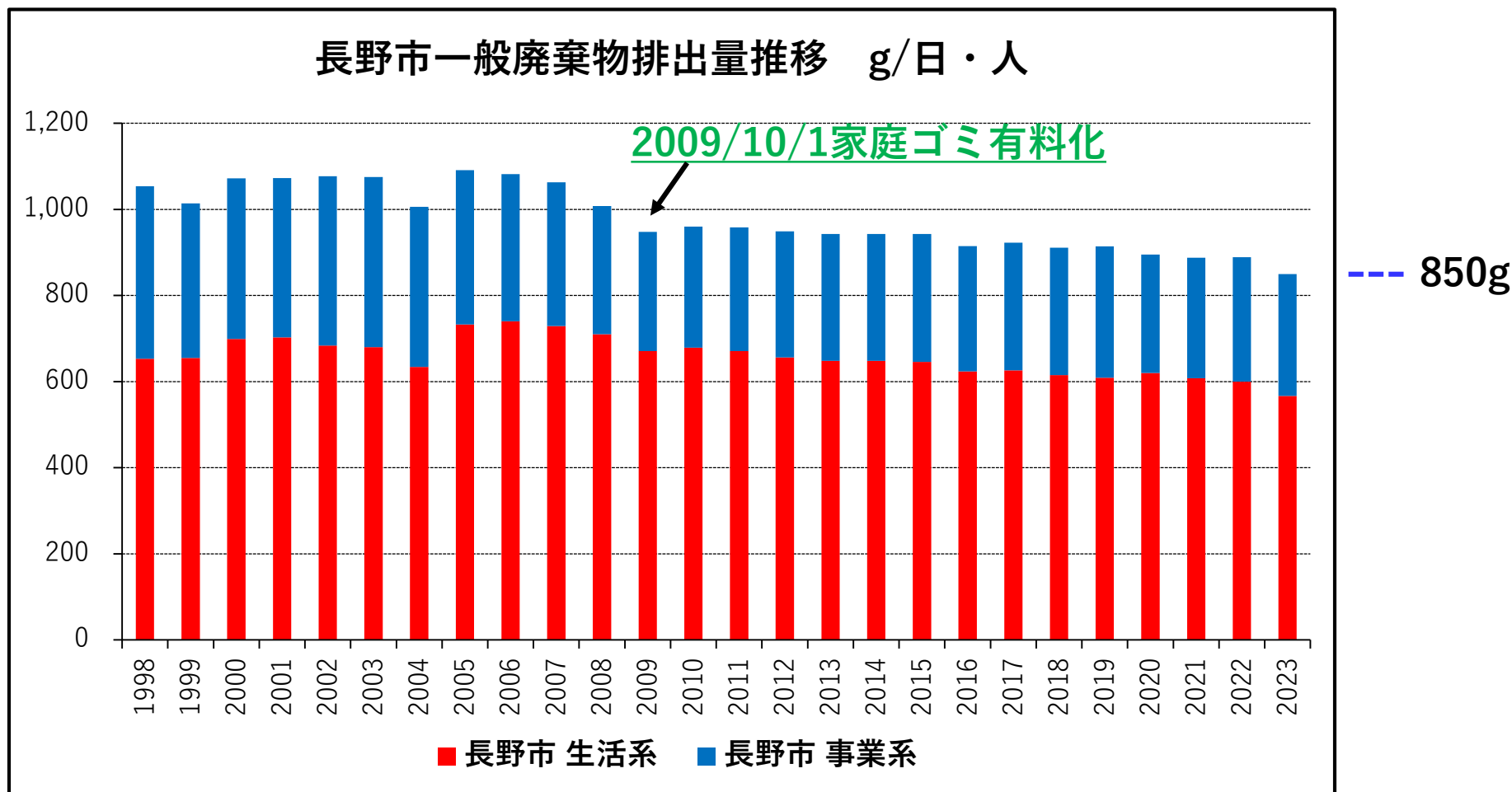
- 環境省は、生活系と事業系の可燃ごみ総量削減を指示
  - ✓生活（家庭）系ごみの有料化
  - ✓事業系ごみの手数料改定は？
- とはいえ、ごみ量削減（不燃ごみを含む）は第一の課題
- 生活系ごみ「有料化」の有効性を評価
  - 有料化未実施の松本市と有料化実施済みの長野市の比較

四賀・安曇・奈川・梓川村合併（2004.4）

波田町合併（2010.3）



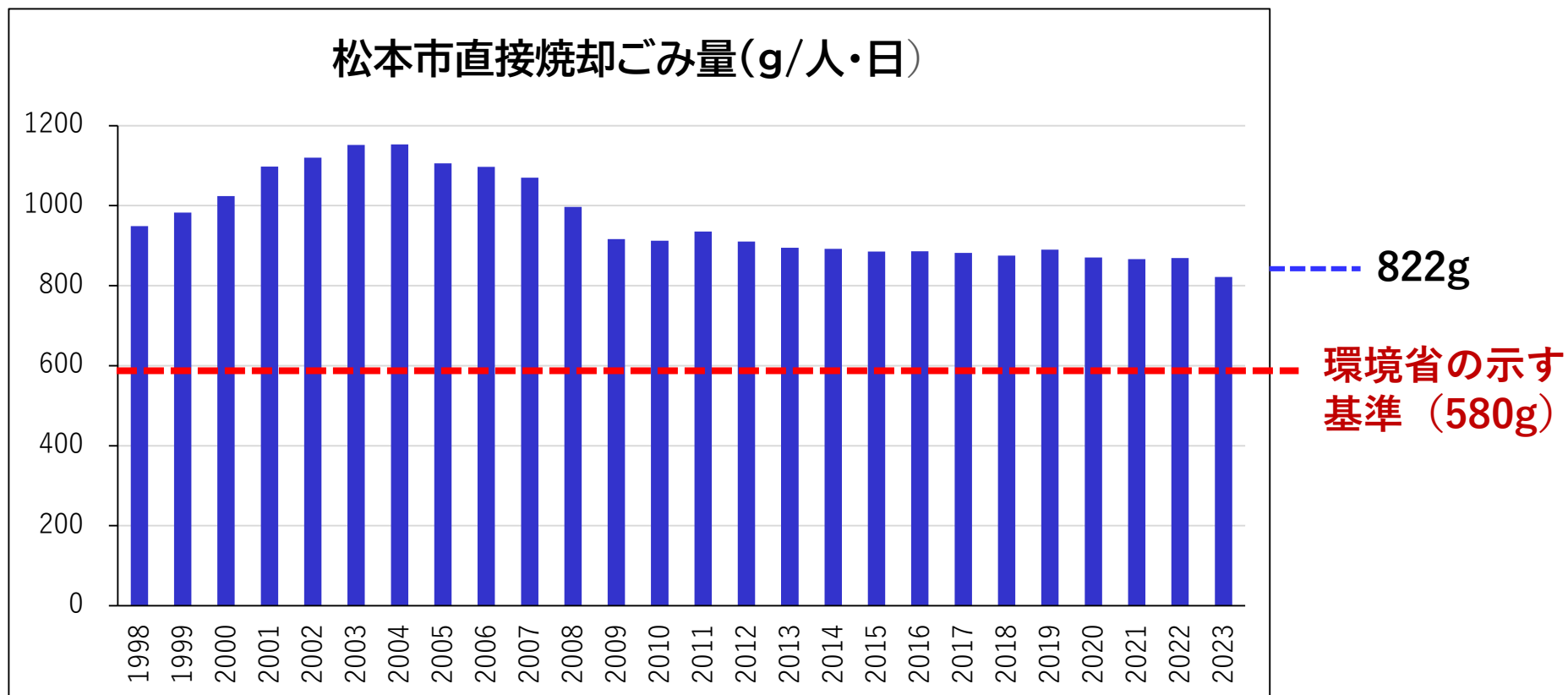
松本市の1人1日あたり一般廃棄物総排出量は、2004年の1,402gをピークとして低下傾向を示し2023年では、ピーク時の67.2%にあたる942g。



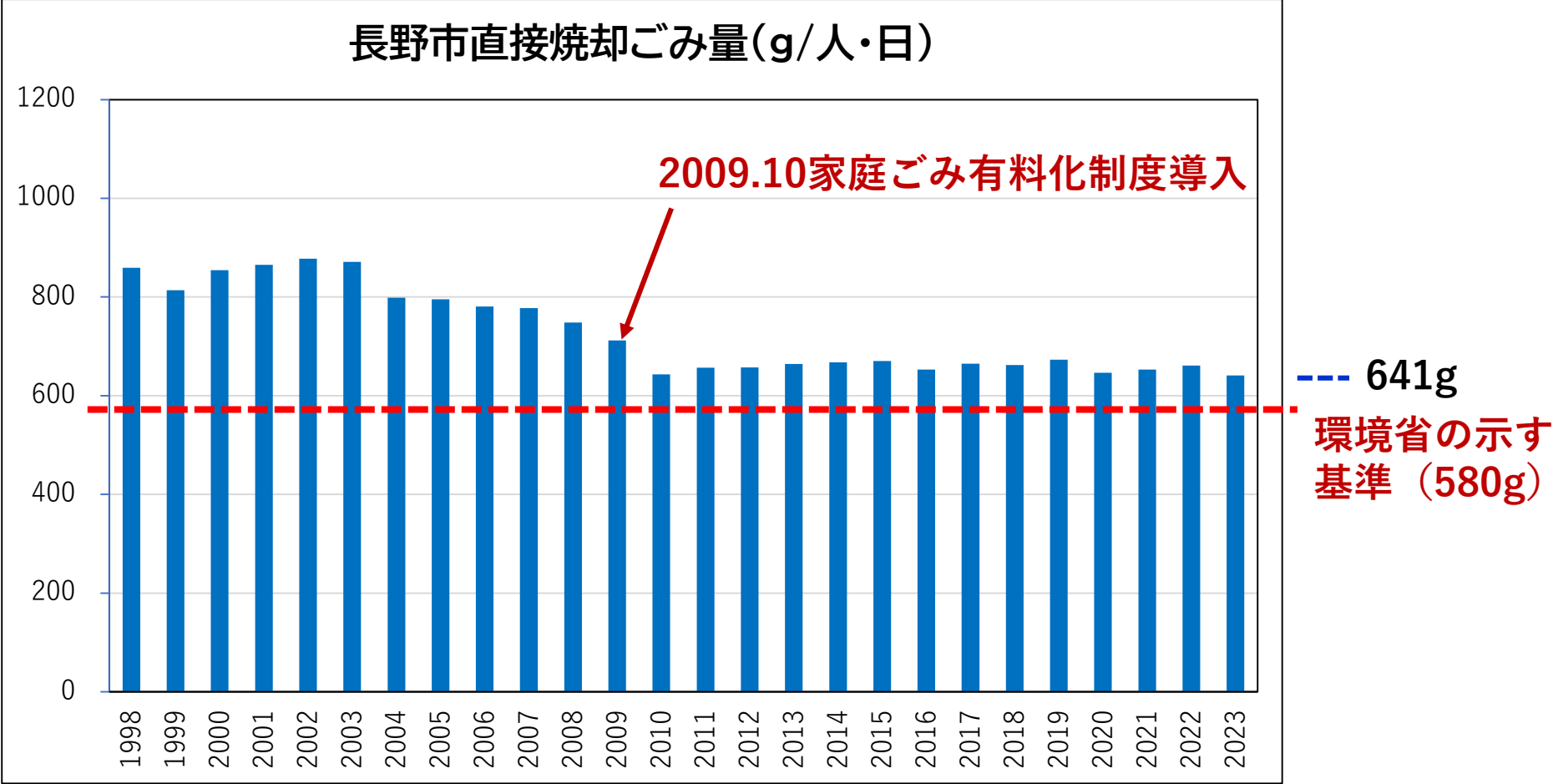
長野市は、2002年の1,077gをピークとし、2009年に有料化を実施した。結果、2023年には850g（79%）に減少。2023年の時点で松本市のおよそ90%。

上記のごみ排出量には、再資源化等される「ごみ」も含まれる。今問題となるのは、焼却処理されるごみ量。

そこで環境省の統計データにある、焼却炉で中間処理される**焼却ごみ量**で見てみる。



- 2023年度の直接焼却量は、一般廃棄物全量の9割近く (87.2%)
- 環境省の示す2030年までに $580/822 = 70\%$ まで減らせるか？



- 長野市では、2023年度の直接焼却は、排出ごみ総量の75.4%。
- 環境省の基準を満たすこと自体は容易でない

# 有料化実施の長野市と未実施の松本市の比較

## • 一般廃棄物量

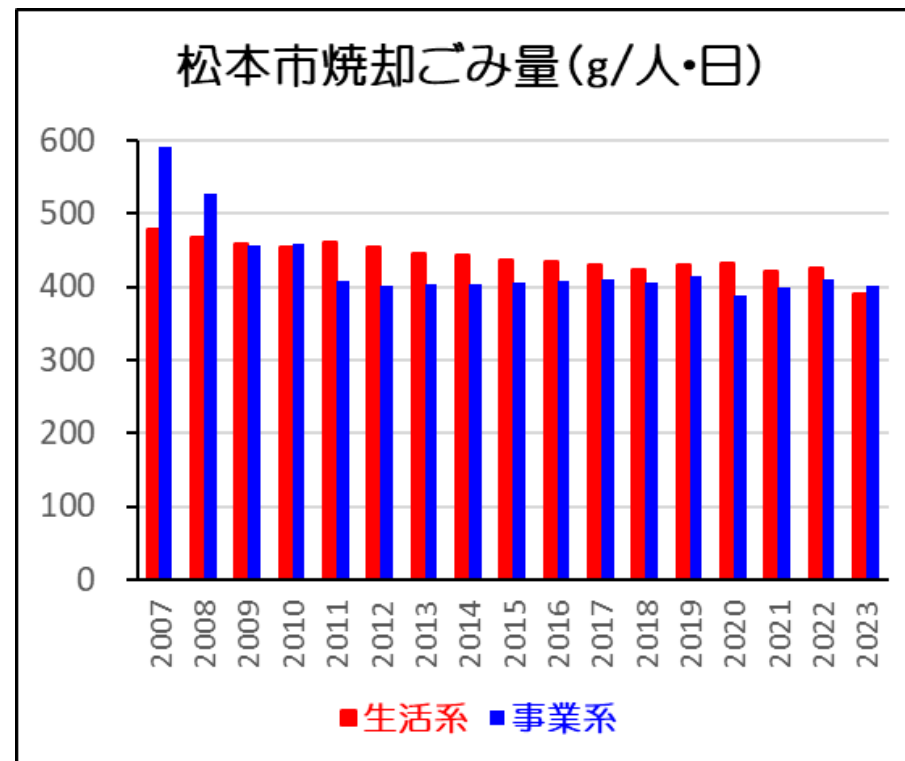
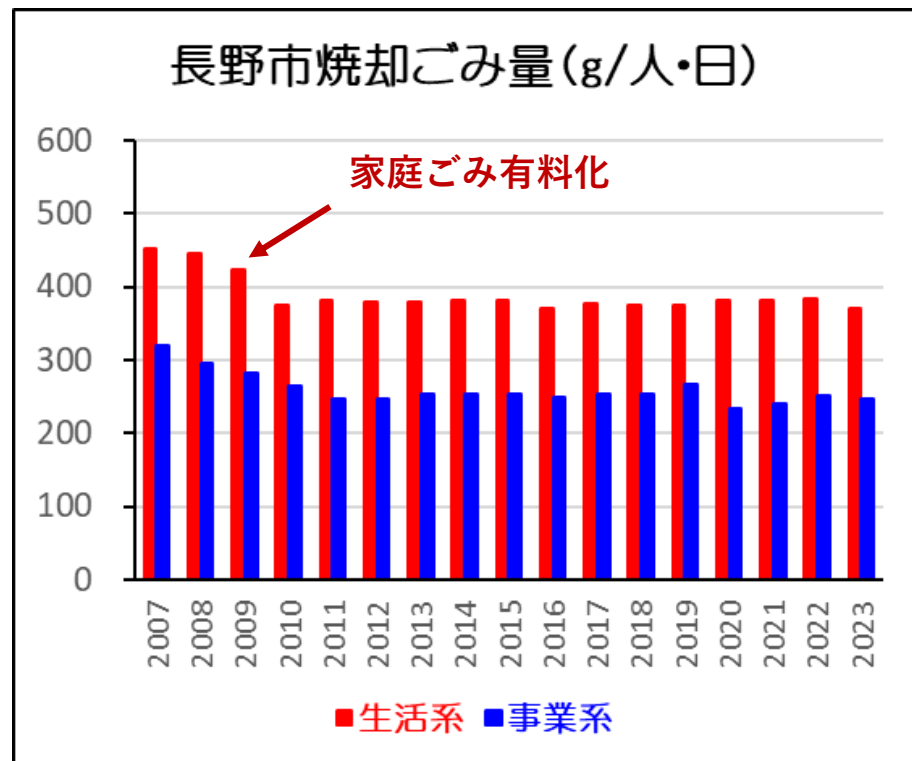
- 長野市 1,077g (2002) ⇒ 850g (2023) 78.9%に減
- 松本市 1,402g (2004) ⇒ 942g (2023) 67.2%に減

## • 可燃一般廃棄物量

- 長野市 877g (2002) ⇒ 641g (2023) 73.1%に減
- 松本市 1,153g (2004) ⇒ 822g (2023) 71.3%に減

## • 2023年 可燃一般廃棄物量

- 長野市 生活系 371g 事業系 247g
- 松本市 生活系 390g 事業系 401g



焼却ごみ量を減らす-家庭ごみと併行して事業系ごみも

# 事業系一般廃棄物手数料

## 世田谷区

### ◆区の収集へ出す場合

(事業系有料ごみ処理券)

• 10 リットル (10 枚 1 組)	870 円
• 20 リットル (10 枚 1 組)	1,740 円
• 45 リットル (10 枚 1 組)	3,910 円
• 70 リットル (5 枚 1 組)	3,045 円

8.7 円/リットル

(およそ40円/kg)

### ◆清掃工場等へ自己搬入する場合

一廃運送業者に依頼する場合上限 46

17.5 円/kg

円/kg

### \*松本市：自己搬入の場合

15 円/kg

# 有料化を実施していない東京都23区と 有料化を実施している市とを比較する

- 今年1月、東京都の小池知事が23区でも家庭ごみの有料化を検討すると発表した。
- それは、有料化を実施している多摩地区の各市のごみ量が効果的に減少しているという認識から。
- そこで、23区と有料化している八王子市、町田市のデータを比較してみた。

東京都26市 一般廃棄物処理手数料（家庭ごみ）の状況

R4.10.1現在

市名	有料化 実施時期	廃棄物処理手数料（指定収集袋1枚の手数料）単位：円								備考
		可燃・不燃ごみ				容器包装プラスチック				
		5㍻袋	10㍻袋	20㍻袋	40㍻袋	5㍻袋	10㍻袋	20㍻袋	40㍻袋	
八王子市	H16.10.1	9	18	37	75	無料				
立川市	H25.11.1	10	20	40	80	無料				
武蔵野市	H16.10.1	10	20	40	80	無料				
三鷹市	H21.10.1	9	18	37	75	無料				
青梅市	H10.10.1	7	15	30	60	—	7	15	30	
府中市	H22.2.2	10	20	40	80	5	10	20	40	
昭島市	H14.4.1	7	15	30	60	7	15	30	60	
調布市	H16.4.1	8.4	15㍻袋 27.3	30㍻袋 55.6	45㍻袋 84	無料				
町田市	H17.10.1	8	16	32	64	—	—	16	32	
小金井市	H17.8.1	10	20	40	80	10	20	40	80	
小平市	H31.4.1	10	20	40	80	—	10	20	40	
日野市	H12.10.1	10	20	40	80	10	20	40	80	不燃は半額
東村山市	H14.10.1	9	18	36	72	3.8	7.5	15	30	
国分寺市	H25.6.1	10	20	40	80	無料				可燃のみ 3㍻袋5円
国立市	H29.9.1	10	20	40	80	5	10	20	40	
福生市	H14.4.1	7	15	30	60	無料				
狛江市	H17.10.1	10	20	40	80	可燃ごみで収集				
東大和市	H26.10.1	10	20	40	80	可燃・不燃ごみと同一袋				
清瀬市	H13.6.1	10	20	40	80	—	10	20	40	
東久留米市	H29.10.1	10	20	40	80	—	10	20	40	不燃のみ 10㍻・20㍻
武蔵村山市	R4.10.1	10	20	40	80	—	10	20	40	
多摩市	H20.4.1	7	15	30	60	—	—	10	—	
福城市	H16.10.1	10	20	40	80	可燃ごみで収集				
羽村市	H14.10.1	7	15	30	60	無料				
あきる野市	H16.4.1	7	15	30	60	可燃ごみで収集				30㍻袋40円
西東京市	H20.1.1	7.5	15	30	60	—	5	10	20	
西東京市	改定案	10	20	40	80	—	10	20	40	

東京都多摩26市の  
家庭ごみ手数料は

1㍻あたり1.4円～2円

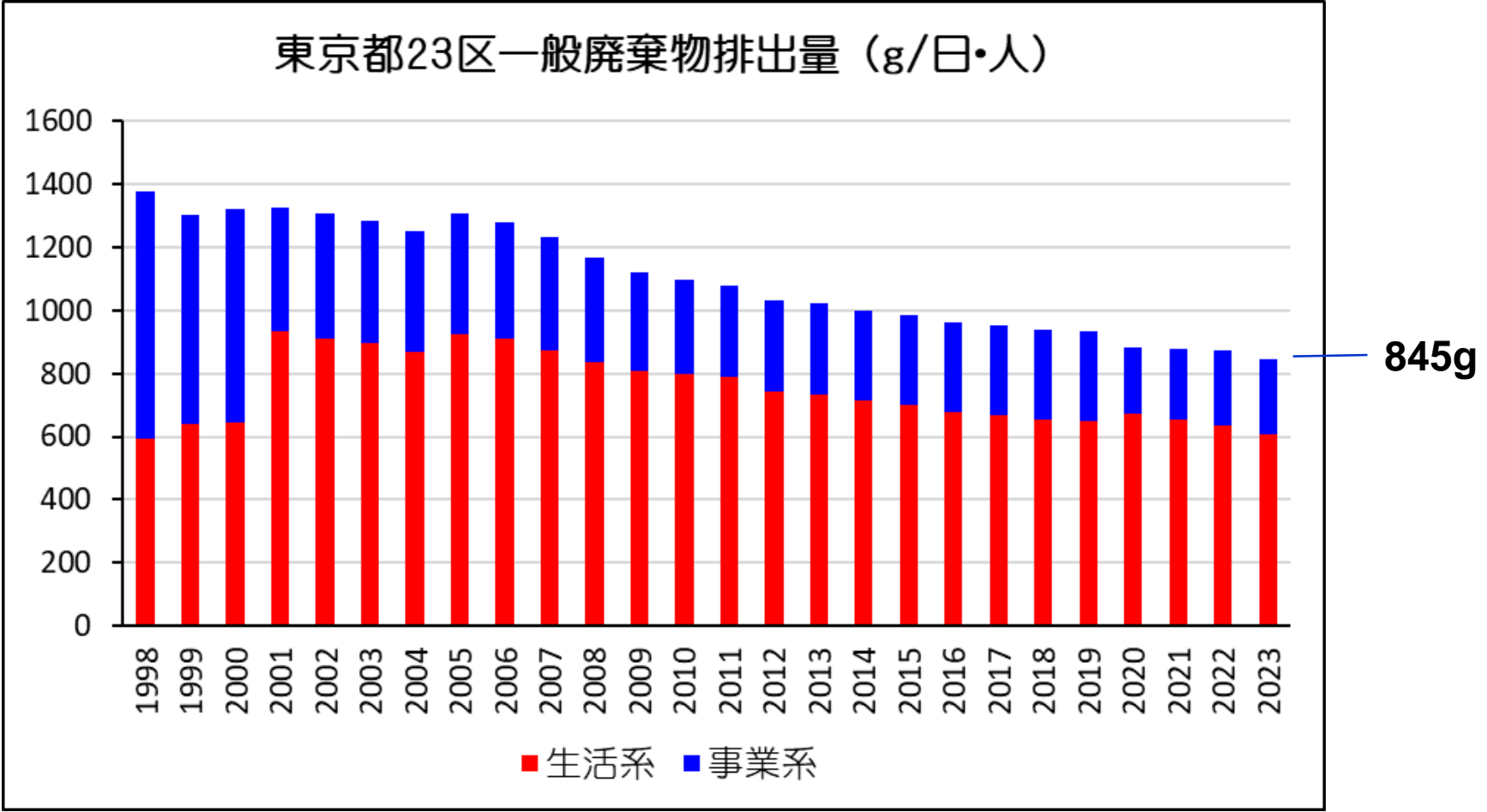
10㍻（およそ2kg）

5㍻ ⇒ 7～10円

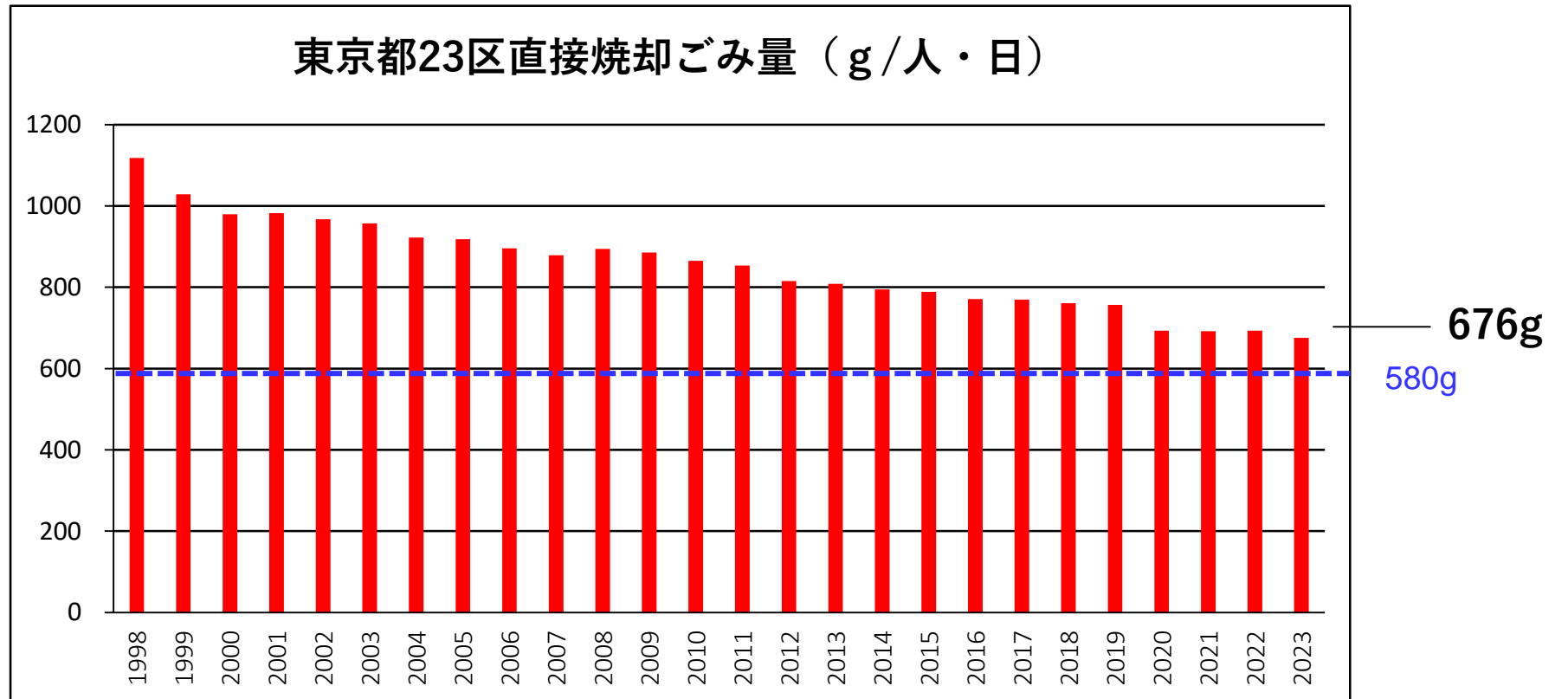
10㍻ ⇒ 15円～20円

20㍻ ⇒ 30円～40円

40㍻ ⇒ 60円～80円

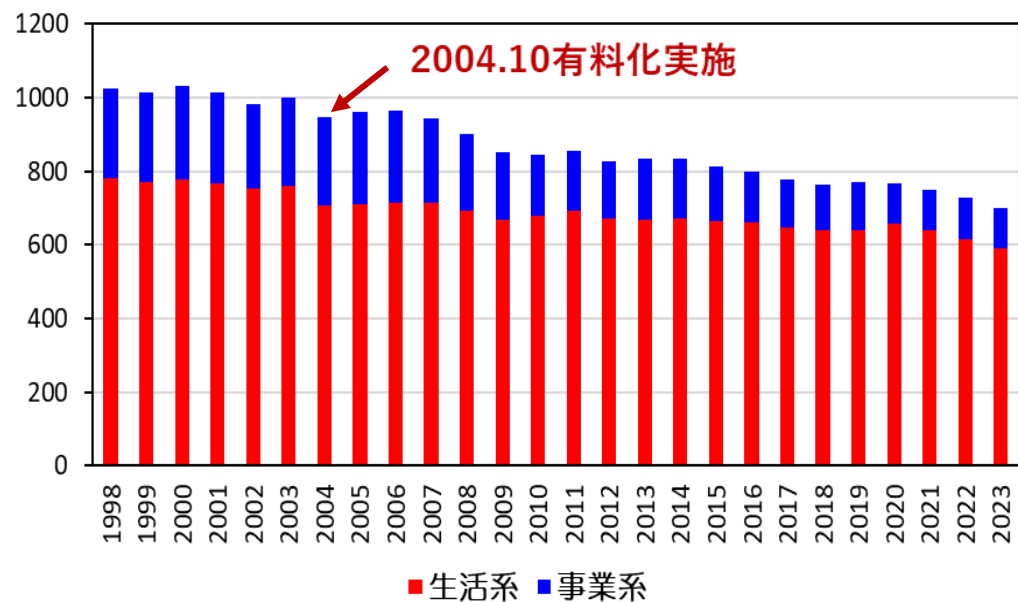


東京23区の一般廃棄物排出量は2023年度、845g

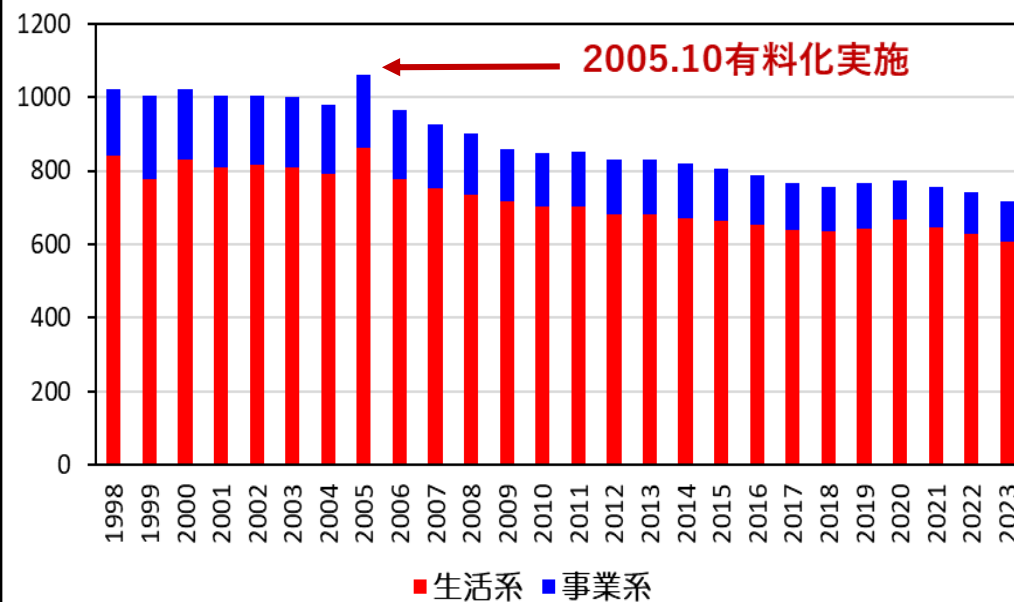


東京23区は有料化未実施だが、排出量は松本市より少なく、焼却されている一般廃棄物の割合も、 $676\text{g}/845\text{g}=80.0\%$ と低い。

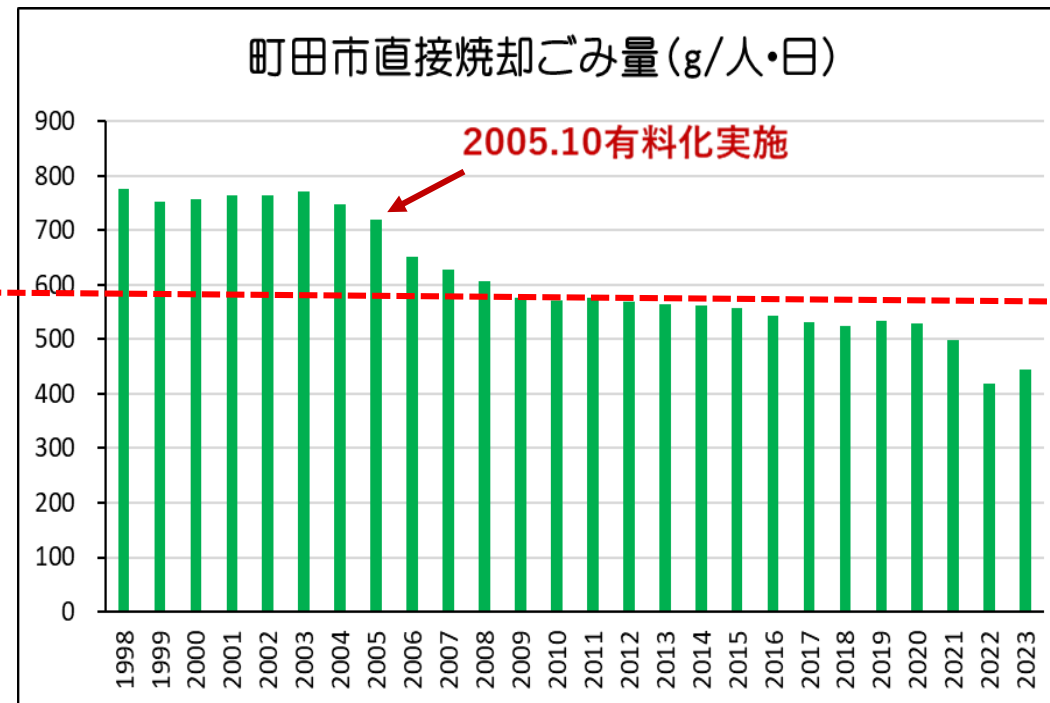
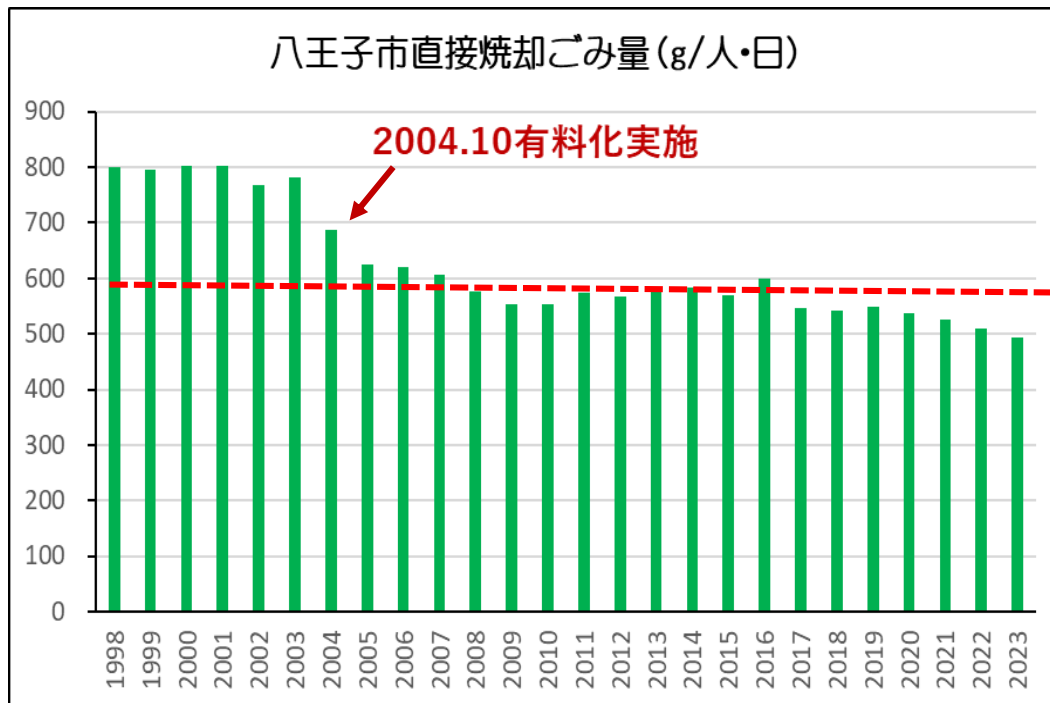
八王子一般廃棄物排出量 (g/日・人)



町田市一般廃棄物排出量 (g/日・人)



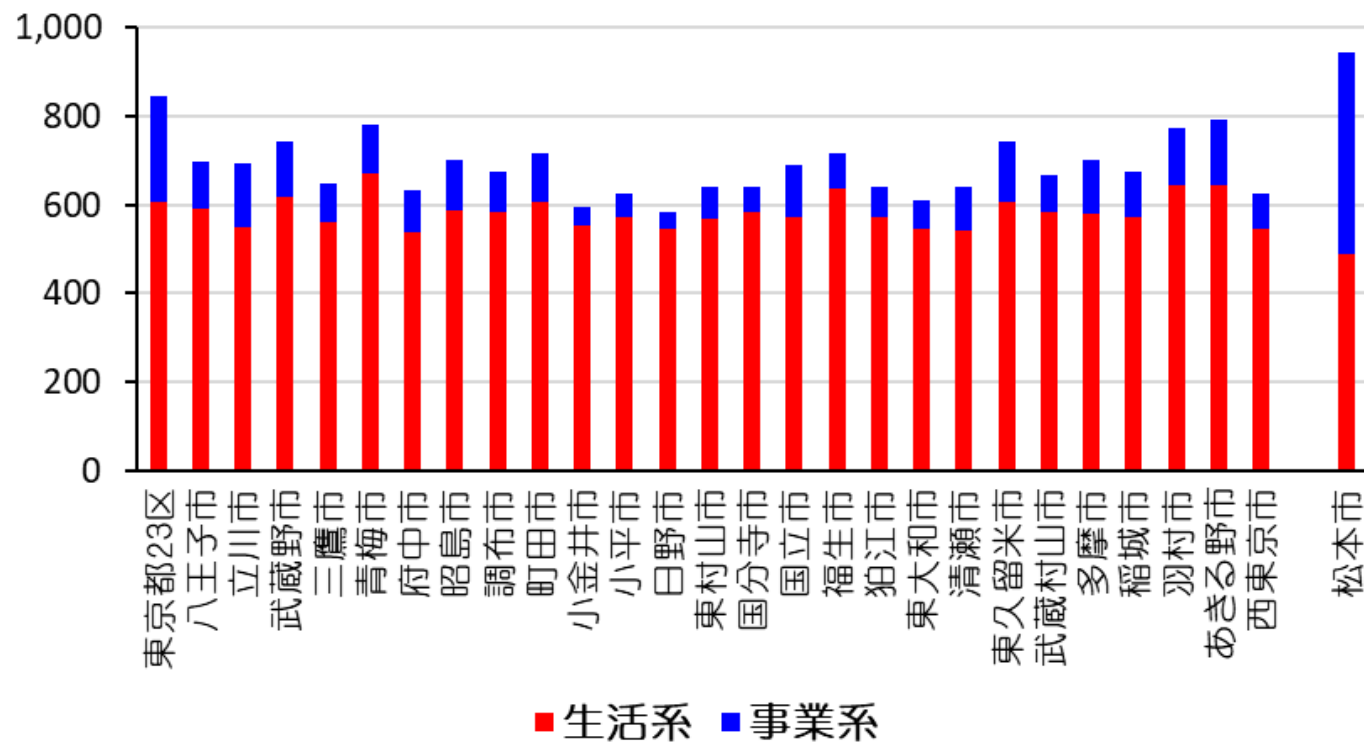
有料化によって排出量自体は劇的には減少していない

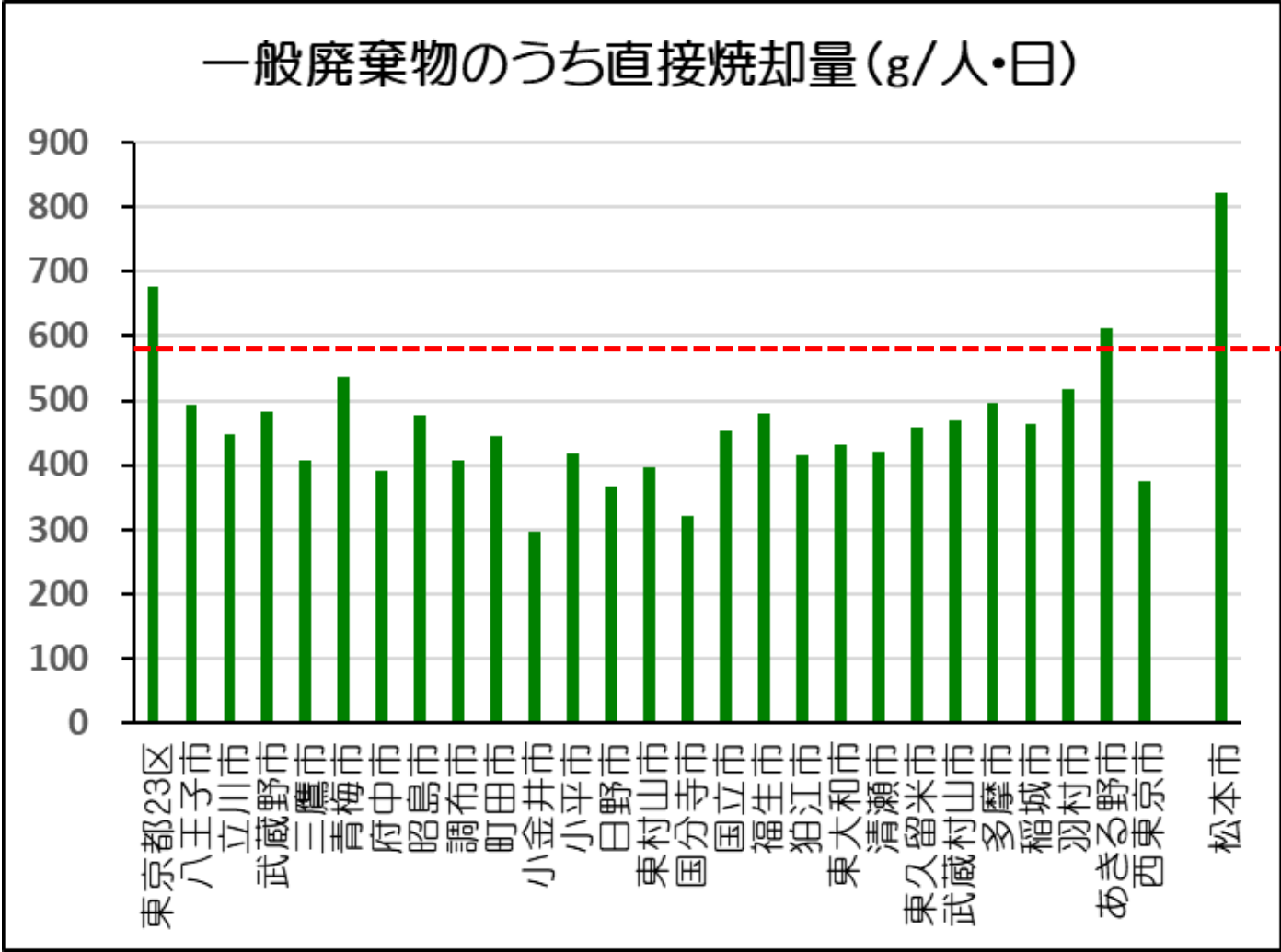


580g

有料化によって可燃ごみ量は明らかに減少した

東京都23区、多摩26市、松本市の一般廃棄物排出量  
(g/人・日 2023年度)





580g

松本市は排出量も多いが、焼却ごみ量が著しく多いのが問題

# 東京都多摩地域のごみ減量の取組み例

- **国分寺市**：ごみ減量化処理機器購入費補助制度

品名	定価 (あっせん価格)	助成金額	自己負担額
ごみけしくん Sタイプ	14,000円	11,000円	3,000円
ごみけしくん ミニ	10,000円	7,000円	3,000円

- **西東京市**：ざつがみばっぐ（雑紙収納袋）で紙ゴミ減量
- **町田市**：段ボールコンポストの普及

# 生ごみ減量化処理機器補助制度

- 千代田・港・文京・江東・品川・渋谷・杉並・豊島・北・荒川・足立・葛飾の23区中12区。
- 立川・三鷹・府中・昭島・調布・町田・小金井・小平・国分寺・狛江・東大和・清瀬・武蔵村山・稲城の26市中14市。
- 日の出、奥多摩の4町中2町、檜原の9村中1村。

(<https://www.parisparis.jp/assistance/>)

# 東京都多摩地域のごみ事情

- 多摩地域の市町村のごみの最終処分は、日の出町にある二ツ塚処分場（用地面積約59.1ha、埋立容量約370万m<sup>3</sup>）で行われている。
- 平成30年度までに、可燃ごみの焼却残さが約69万立方メートル、破砕された不燃ごみが約42.8万立方メートル、合計約111.7万立方メートルが埋め立てられ、これは全体の約44.7%。
- 同施設では、エコセメント化で埋立て量の削減が図られている。供用は、2028年3月までと計画されていて、最終処分場の逼迫が減量に向かわせている側面が強い。

# 東京都で有料化の効果を見ると

- 有料化未実施の23区と有料化している多摩26市を比較すると、排出量では、23区が845g、26市では、670～720gと79～90%（平均80%）。
- 直接焼却されるごみ量は、23区の650g（焼却率77%）に対し、26市は、410～490g（焼却率50～73%、平均65%）。確かに有料化は焼却ごみの減量に繋がっている。
- 多摩地域の市では、「有料化」を契機として、排出量の削減を目的に、個別に厨芥の自宅処理を促している。
- 分別の促進により、焼却ごみが減少している。

# コメント (1)

- ごみ袋の指定もなく、有料化もされていない東京都23区では、集合住宅が多く、焼却ごみ量ははるかに多いと推測したが、収集され、直接焼却されるごみ量は、松本市の821g/日・人に対し、680g/日・人。ちなみに、同じように有料化未実施の名古屋市は622g、大阪市は850g。(値は2023年度)
- 東京23区でもごみ量の削減のため、有料化が検討され始めた。ただ、多摩の市の場合、厨芥類の堆肥化に応じやすい戸建ての家庭が23区に比べ多いと予想され、23区で同様に減量の方策が奏功するかは不明。
- 東京23区で直接焼却されるごみ量が思いのほか少ないのは、焼却ごみにまぎれやすいプラトレ類、ペットボトル、古紙、古布、廃食用油ほかの資源回収システムが整っているためか。

## コメント (2)

### • 教育の重要性

- 現在の学校教育では、ごみ処理施設、下水処理施設の社会見学は、小学校3～4年生。より自覚的となる、小学生高学年から中学生の段階での見学と考察は、未来に向け大切。
- 同じことが社会人についても言える。実際の社会インフラを見学し、実態を認識した上で、必要であれば参加者間で議論いただく。

### • 分別排出しやすさの向上

- 行政・流通業界のコミット
- 市民の良識に依拠したごみ減量・資源化のインセンティブ

ほとんど全てのスーパー、コンビニに回収ボックスが置かれている





回収ボックス  
着色廃油トレイ  
用回収ボックス  
着色廃油トレイ  
用回収ボックス  
回収ボックスに白色廃油トレイ以外  
を入れないでください。  
田谷区  
サイクル事業課

着色トレー

白色廃油トレイ回収ボックス  
こみ箱ではありません!!  
白色廃油トレイ以外入れないで!!  
世田谷区  
リサイクル事業課

白色トレー

ペットボトル  
回収ボックス  
ペットボトル  
回収ボックス

ペットボトル

廃食用油  
回収ボックス  
回収にご協力をお願いします!  
廃食用油  
回収ボックス

廃食用油

区役所分庁舎に置かれた資源回収ボックス 右端に「廃食用油」

例えば、これはペットボトルでポイント還元を実施しているスーパー。



補遺スライド










# 長野市の家庭ごみ 手数料 1円/リットル

## ●有料化制度のしくみ

可燃ごみ用・不燃ごみ用の指定袋が変わり、袋の代金にごみ処理手数料が上乗せされます。また、粗大ごみシールも有料となります。

資源物（プラスチック製容器包装・紙・缶・ビン・ペットボトルなど）については、従来どおりごみ処理手数料はかかりません。資源物の分別徹底をお願いします。

指定袋購入チケットは廃止となり、下表の指定袋はいずれも購入チケットなしで購入できます。

区分		ごみ処理手数料がかかります（有料）						ごみ処理手数料はかかりません	
		可燃ごみ				不燃ごみ		プラスチック製容器包装	
指定袋	袋の種類・大きさ	特大(40ℓ用) 	大(30ℓ用) 	小(20ℓ用) 	特小(10ℓ用) 	大(30ℓ用) 	小(20ℓ用) 	大(30ℓ用) 	小(20ℓ用) 
	手数料 (1ℓあたり1円)	40円/枚	30円/枚	20円/枚	10円/枚	30円/枚	20円/枚	手数料はかかりません	
	販売価格 (1セットの価格) 1セット=10枚入 「袋の代金」は、販売店により異なります	「袋の代金」 + ごみ処理手数料 400円	「袋の代金」 + ごみ処理手数料 300円	「袋の代金」 + ごみ処理手数料 200円	「袋の代金」 + ごみ処理手数料 100円	「袋の代金」 + ごみ処理手数料 300円	「袋の代金」 + ごみ処理手数料 200円	「袋の代金」のみ	
粗大ごみシール	シールの種類	可燃ごみ 共通 				可燃ごみ・不燃ごみで指定袋に入らない大きなごみ1個につき1枚貼ってください		粗大ごみシールは不要	
	販売価格	1枚 40円（=ごみ処理手数料） 1枚単位で販売します						プラスチック製容器包装で袋に入らない大きなものは、粗大ごみシールを貼らないでそのまま出してください	

●指定袋、シールともに市の許可を受けた小売店で販売します。購入時にお支払いいただく「ごみ処理手数料」は小売許可事業者を通じて市に納付されます。

## ○ 一般搬入ごみ処理手数料

区分	手数料
可燃ごみ (※)	10キログラムまでごとに190円
不燃ごみ	10キログラムまでごとに200円
資源物	10キログラムまでごとに30円

松本市は15円/kg

※長野広域連合が改定する料金です。

**長野市： 2025年4月1日改訂の持ち込みごみ料金**

松本市排出量に応じた負担制度検討部会  
2026年3月13日 於・松本市CC

# 有料化制度実施時の検討事項

～市からの照会事項について～

ごみ減量資料室代表  
東洋大学名誉教授  
山 谷 修 作

# 市からの照会事項5点

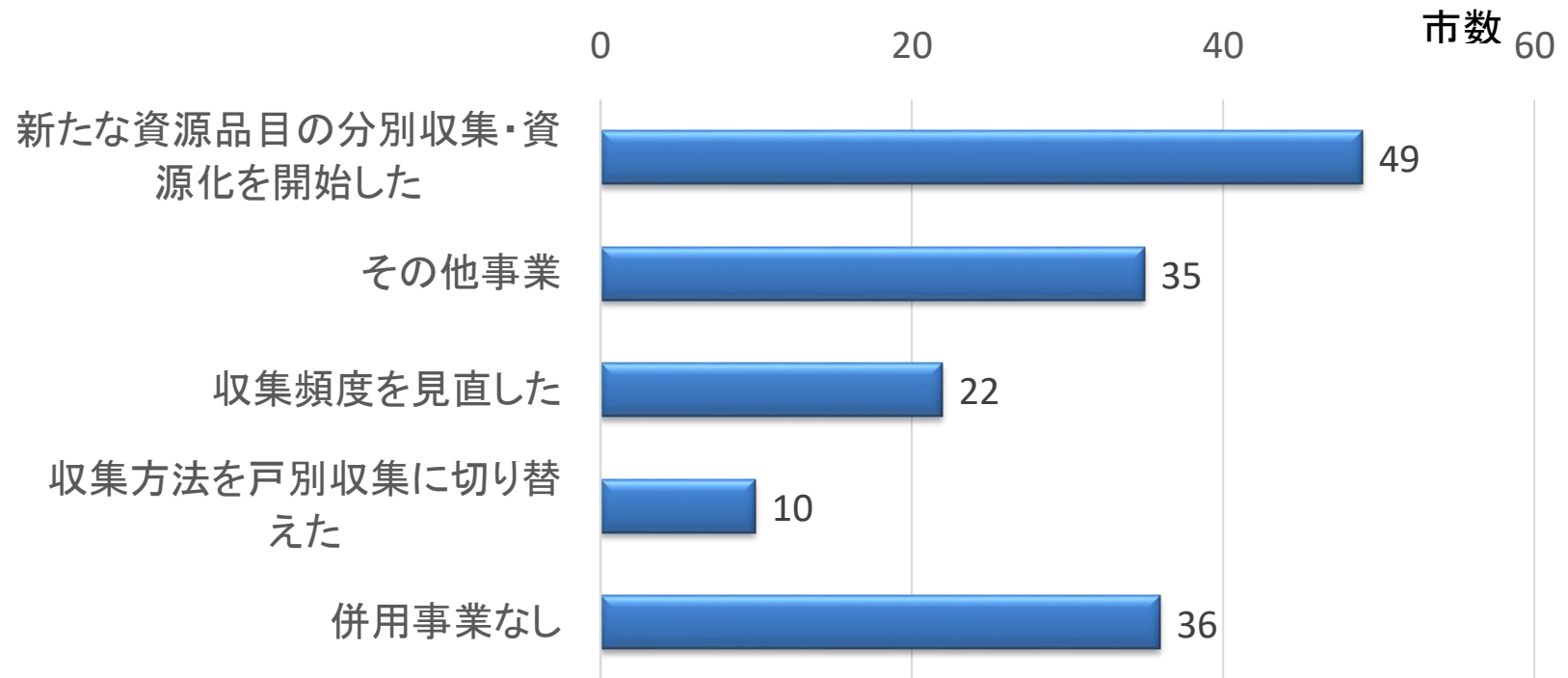
- ① 有料化制度と併用される施策
- ② 市の現在のごみ行政で不足している点
- ③ 有料化検討時に重要となる着眼点
- ④ 有料化の検討をしやすい順序
- ⑤ 有料化への市民合意形成の手法

# ① 有料化制度と併用される施策

- 自治体の分別収集・資源化が充実してきたことから、有料化と新規併用する事業の余地は狭まっている
- 近年の併用新規事業として、「剪定枝の資源化」を実施する自治体が増加する傾向
- 組成分析結果を踏まえ、検討することが望ましい  
(来月有料化の会津若松市⇒古布の行政収集)

# 有料化実施時の併用事業

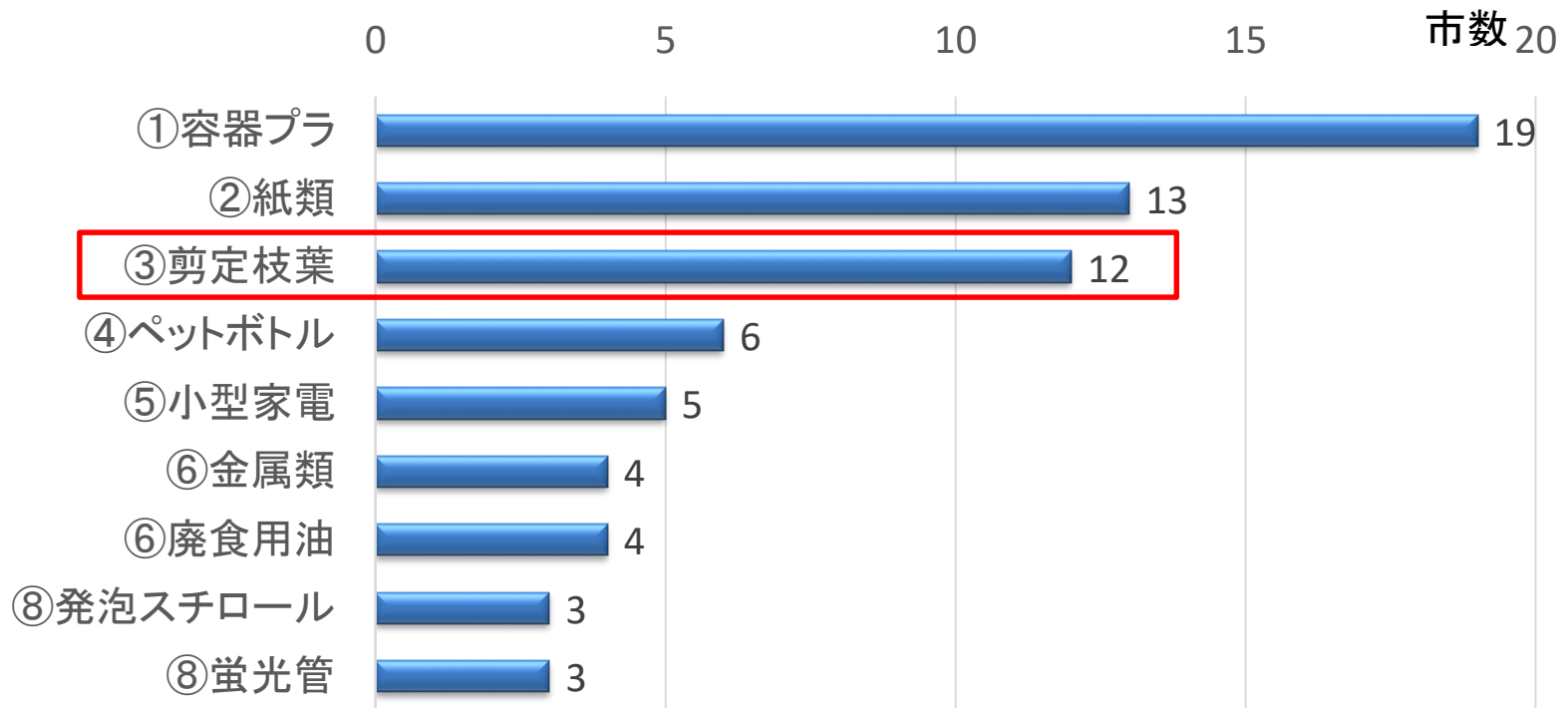
山谷自治体アンケート調査(2018)から



注)「その他事業」の内訳は、集団回収助成増額7市、生ごみ処理器補助増額7市、集積所設置補助開始6市、高齢者世帯ごみ出し支援4市など。

# 有料化実施時の新規資源品目

## 山谷自治体アンケート調査(2018)から



注) 1. 他に、布類、スプレー缶、トレイが各2市。

2. 近年の傾向として、剪定枝葉の資源としての収集開始が目立つ。

## ② 市のごみ行政で不足している点◆

(すぐれた点◇)

### ◆事業系ごみ搬入手数料の適正化

(集合住宅ごみの許可業者収集→行政収集シフト)

→法の定める「排出事業者処理責任」の原則に基づき、焼却処理と最終処分について減価償却費などの間接費を含む総原価を反映した水準に設定

### ◆小規模事業所排出PET・缶などの扱い適正化

→事業所PETなど産廃受け入れ禁止(基準明確化も)

→多摩地域：登録制でごみ・資源有料指定袋排出

◇指定袋制、記名式、プラー括回収、食品ロス対策

# 多摩26市の事業系ごみ処理手数料

手数料水準 (円/kg)	市数	市名
43円	1	稲城市
42円	6	狛江市、府中市、国立市 日野市、国分寺市、小金井市
40円	5	立川市、武蔵野市、あきる野市 小平市、東大和市
38円	3	東久留米市、西東京市、清瀬市 武蔵村山市
35円	7	三鷹市、調布市、東村山市 八王子市、町田市、多摩市、昭島市
30円	3	羽村市、青梅市、福生市

26市手数料の平均値は37.8円/kgで、全国的にみて、最も手数料水準が高い地域となっている。

# 事業系一般廃棄物について

# 松本市

## よくある事業系一般廃棄物

品目	ごみの種類等
可燃ごみ	・生ごみ(厨廃、調理残さなど) ・再資源化できない紙類等 ・ティッシュくず (55ℓり袋のついた紙、写真など)
古紙類	・新聞紙 ・オフィス用紙(機密書類含む) ・段ボール ・シュレッダー紙など ・雑誌、チラシ ※リサイクルにご協力をお願いします(P.8参照)
木くず	・駒定枝葉、伐採木 再資源化可能な一般廃棄物処理業者に送附してください。 ・木製品(机、いすなど) 可燃ごみの処理再資源化にご協力をお願いします。
缶類 (個人消費によるもの)	・缶詰 ・お菓子の缶など ・ジュース缶
ペットボトル (個人消費によるもの)	※キャップとラベルをはずす ※きれいにすすぐ
びん類 (個人消費によるもの)	※キャップをはずす ※白・透明、茶色、その他の色の3種類に分ける

※事業系一般廃棄物と同一の種類であっても、建設業や製造業、流通業から排出されるものは産業廃棄物に分類される場合がありますのでご注意ください。

## 松本市と他市における事業系一般廃棄物の状況

松本市では、近年ごみ総排出量は減少傾向にありますが、ごみ総排出量に占める事業系一般廃棄物の割合が約47%と、全国及び長野県19市平均の約29%を大きく上回っていることから、事業系一般廃棄物の減量再資源化が大変重要な問題となっています。



# 主な事業系ごみの分別一覧表

# 川越市

一般廃棄物 / 産業廃棄物	処理方法	処理方法	
		ごみ	資源物
生ごみ	・川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入 ・食品廃棄物再資源化施設でリサイクル	生ごみ	資源化できる紙くず
紙くず(紙類)	・資源物取扱業者や川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者を利用してリサイクル	紙くず	その他の紙くず
繊維くず(衣類、古布)	・川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入	繊維くず	資源化できる繊維くず
木くず(せん定枝、木製品等)	・川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入	木製品等	その他の繊維くず
	・市の処理施設でリサイクル	資源化できるせん定枝	

※上記の区分については、排出事業者の業種等によっては産業廃棄物になることがあります。その場合には産業廃棄物として適正に処理してください。詳しくは該当するページをご覧ください。

産業廃棄物	処理方法	
	廃プラスチック類	・産業廃棄物処理業者へ委託 ※市の処理施設へは搬入できません
	金属くず	・産業廃棄物処理業者へ委託 ※市の処理施設へは搬入できません
	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	・家電リサイクル法に基づきメーカーでリサイクル
家電4品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)	・家電リサイクル法に基づきメーカーでリサイクル	
その他	・産業廃棄物処理業者へ委託	

## 事業系ごみの取り扱いが変わります

平成28年度より事業所から排出される「不燃ごみ」、「びん・かん」、「ペットボトル」は産業廃棄物に位置付けられました。

平成29年3月末までは、移行期間として従来どおり取り扱いますが、平成29年4月からは産業廃棄物として処理してください。市の施設で処理することはできません。

### 市の施設で引き取れない主なもの

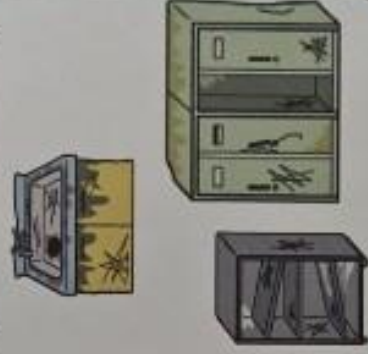
飲食料用  
びん、かん、  
ペットボトルなど



金属製の  
調理器具など



金属製の  
家具類・什器類



セトモノ等の  
陶磁器類



ガラス類



電化製品等



※従業員の私物等であっても事業所から排出された場合は事業活動から排出されたものと見なされ、市の施設で引き取ることはできません。

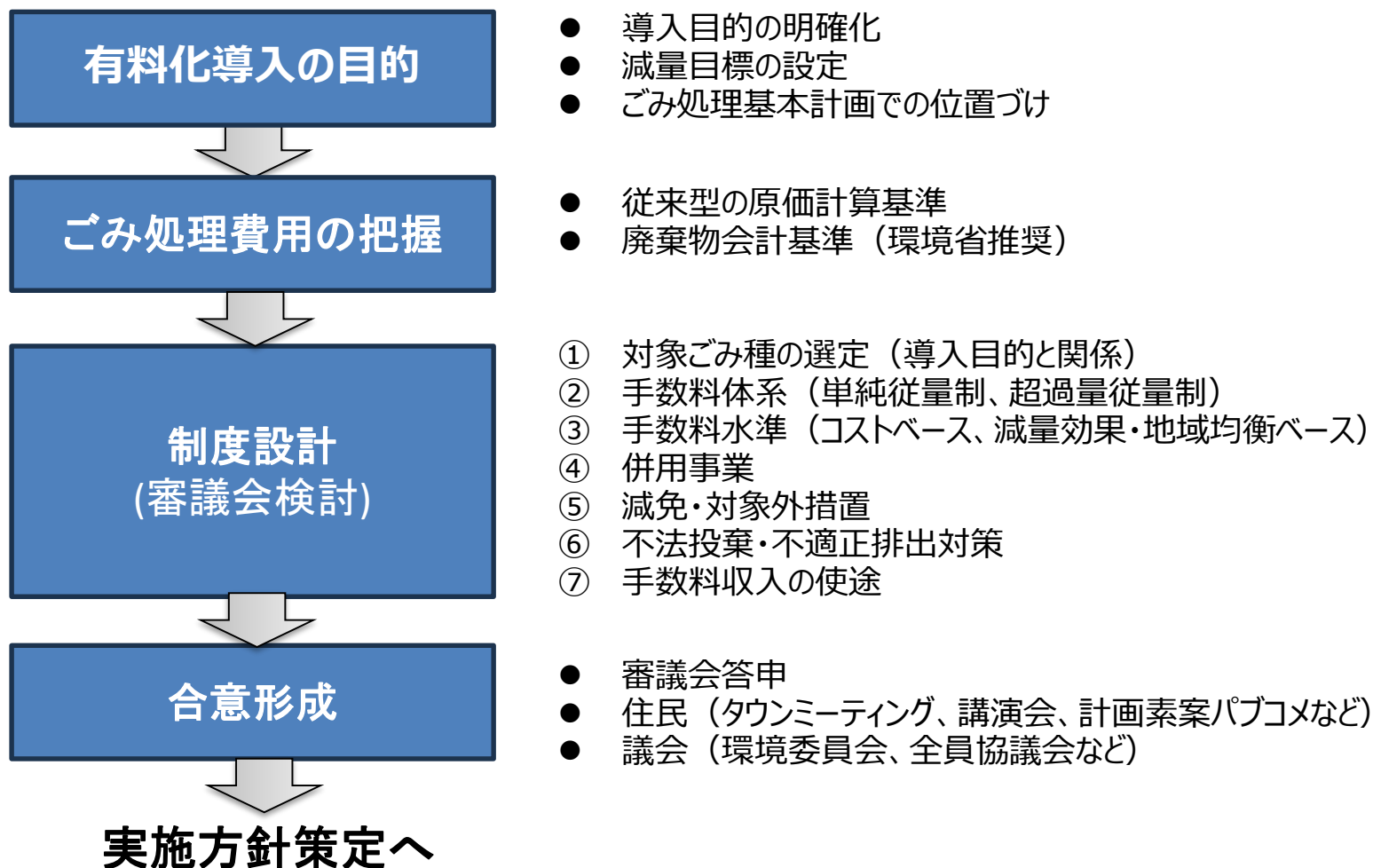
### ③ 有料化検討時に重要となる着眼点

- 有料化検討の目的(なぜ検討が必要か)の明確化
- 分別や発生抑制により負担減らせる仕組み構築
- 単身世帯減量化への配慮(可燃7.5ℓ袋の品揃え)
- どんな制度なのか、よく理解してもらう

## ④ 有料化の検討をしやすい順序

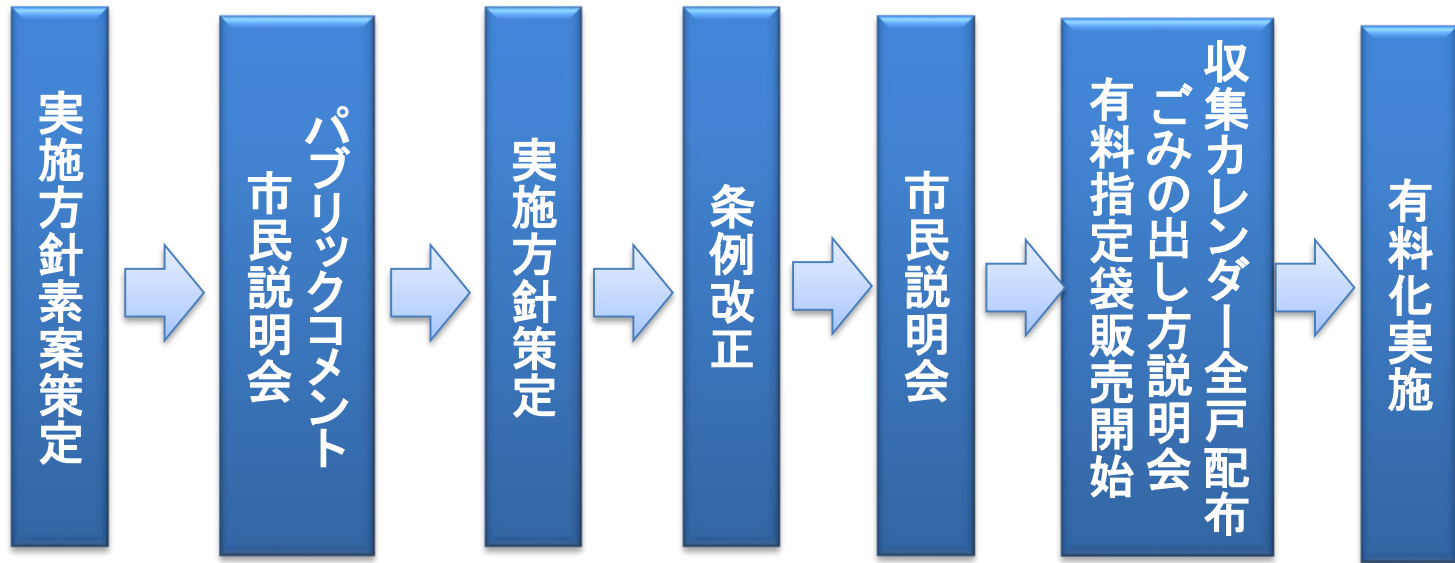
- 検討から実施方針素案作成までのプロセス
  - 有料化導入目的の明確化
  - 処理コストの把握
  - 制度設計
  - 合意形成
- 実施方針から有料化実施までのプロセス
  - 実施方針策定
  - 条例改正→住民説明会→有料化実施

# 有料化導入の検討プロセス



# 実施方針から有料化実施までの流れ

## 一般的なケース



## ⑤ 有料化への市民合意形成の手法

- 有料化の利点をよく知ってもらう
- 想定される負担月額、負担額を減らす方法、手数料収入の用途など、市民が知りたい情報を分かりやすく提供する
- 市民が懸念する問題、想定される課題について、行政が地域と連携してきちんと対応することを説明する
- 市長が先頭に立って説明責任を果たす  
(最近の事例として会津若松市、富山市など)

# 有料化の利点とその活用

ごみの「自分ごと化」  
⇒ 減量・リサイクル・  
適正排出

施設の安定的な運用

環境負荷の軽減

ごみ処理費の削減

負担の公平化

- ・ごみをたくさん出す人→負担増
- ・減量に努める人→負担減

手数料収入の活用

ごみ減量支援

ごみ排出関連支援

ごみ処理施設整備

有料化制度運用

# 国立市民1人の手数料負担額

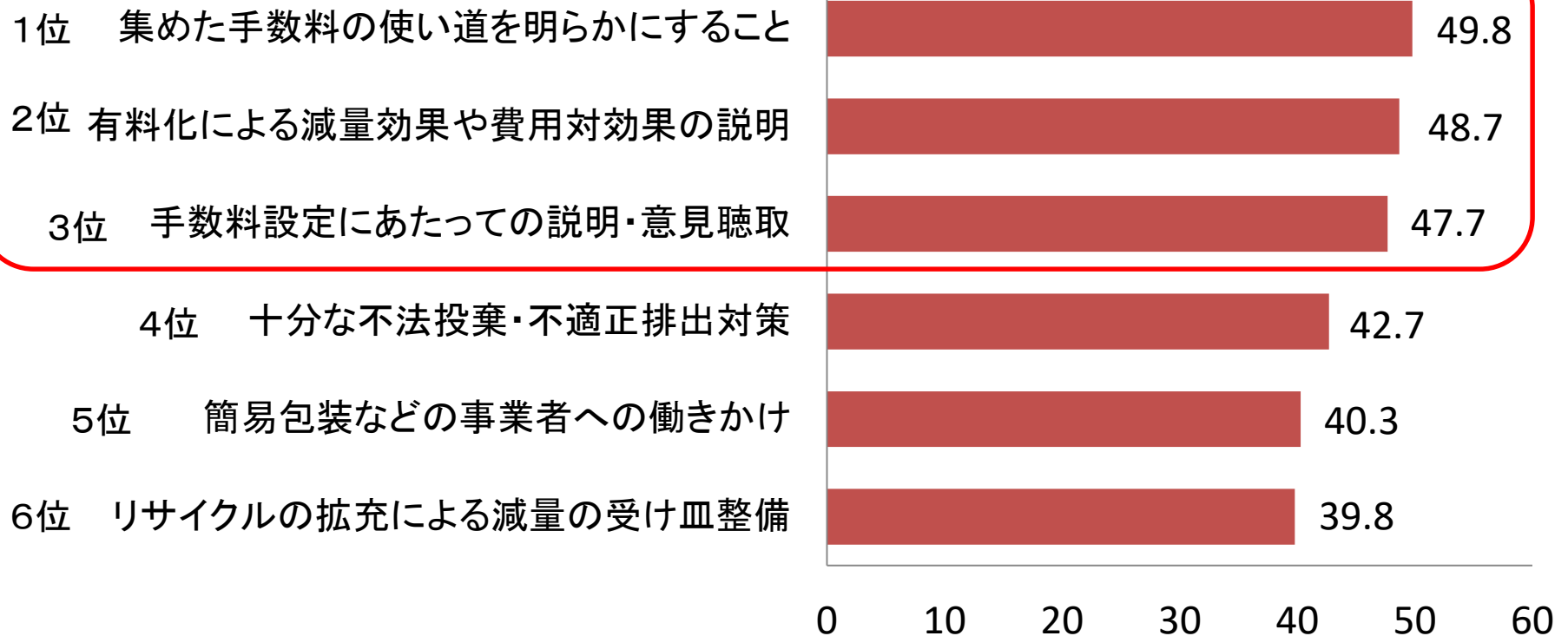
可・不燃1ℓ=2円、容プラ1ℓ=1円、各10ℓ袋で、年2300円



市報くにたち2025.12.5

# 有料化で配慮すべき点(練馬区民意向調査)

## —強い、市民の「見える化」要望—



(注)7位以下省略。2010年度実施。回答者数988人。

%

# 有料化導入の懸念点、その対策

主な懸念点:

不法投棄・  
不適正排出

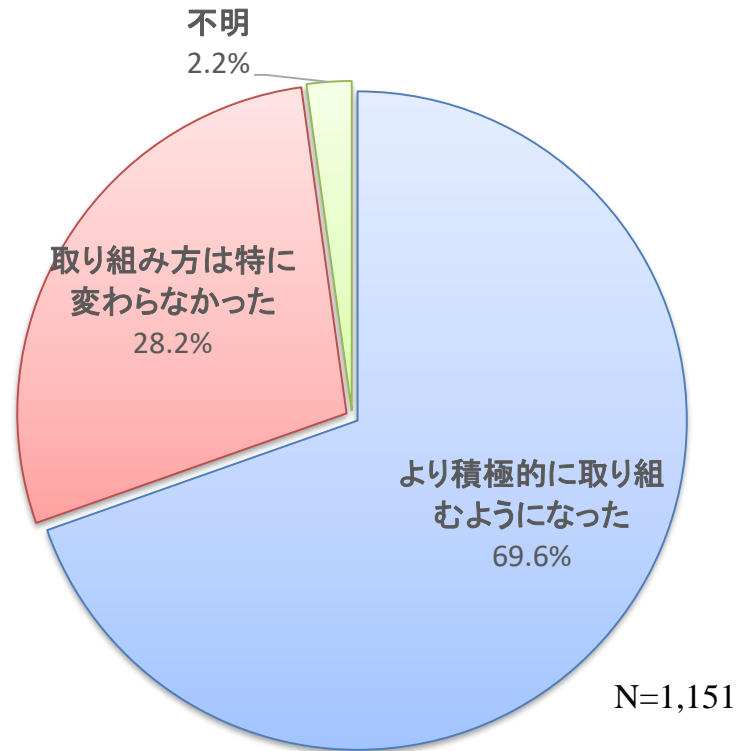
主な対策:

<排出者責任の明確化>  
・記名式指定袋の運用  
・行政によるパトロール強化  
・お試し袋の全戸事前配布

経済的負担の増加

<生活福祉対策>  
・紙おむつの適用除外  
・経済的困難世帯への袋の  
一定枚数無償配布  
(手数料水準高い場合)

# 「やってよかった」と市民が感じる制度に 家庭ごみ有料化後の減量意識の変化



有料化肯定率の変化  
実施前 44.8%  
実施後 71.7%  
(小平市市民アンケート)

(出所) 小平市民2,000人アンケート調査(2022)

ご静聴、  
ありがとうございました